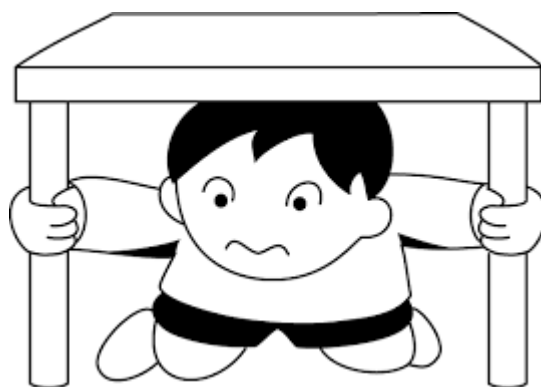


平成30年度 枚方市立招提小学校

学校危機管理マニュアル



I 危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。事件・事故災害は、いつ、どこで、誰に起りうるかを予想することが困難な場合がある。しかし、適切な対策をすることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることも可能になる。不審者侵入や地震、火災などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが、学校において緊急かつ重要な課題である。

II 危機管理の定義

学校危機管理とは、子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること。

※「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月文部科学省等から

1. リスク・マネジメント（危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策）

（1）危機の予知・予測

- ① 過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- ② 児童や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

（2）危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

- ① 日ごろから、一人一人の児童への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- ② 児童、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- ③ 保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

2. クライシス・マネジメント（危機発生時の対応や再発防止に向けた対策）

（1）緊急事態発生時の対応（初動・初期対応）

- ① 緊急事態が発生した場合、学校危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、児童、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

（2）事後の危機管理（中・長期対応）

- ① 事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。
- ② 事件・事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。
- ③ 未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

III 危機管理の3つの目的

1. 子どもと教職員の生命を守ること
2. 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
3. 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

<出典：「危機管理の法律常識」菱村幸彦編教育開発研究所>

Ⅳ 対象とする危機

1. 学校生活で発生する大きな事故
2. 学校への不審者侵入や登下校時に危害が加えられるなどの犯罪被害
3. 地震、津波、暴風、豪雨などの異常な自然現象
4. 校舎、近隣の建物等で発生した火災
5. 登下校時や校外学習時などにおける交通事故

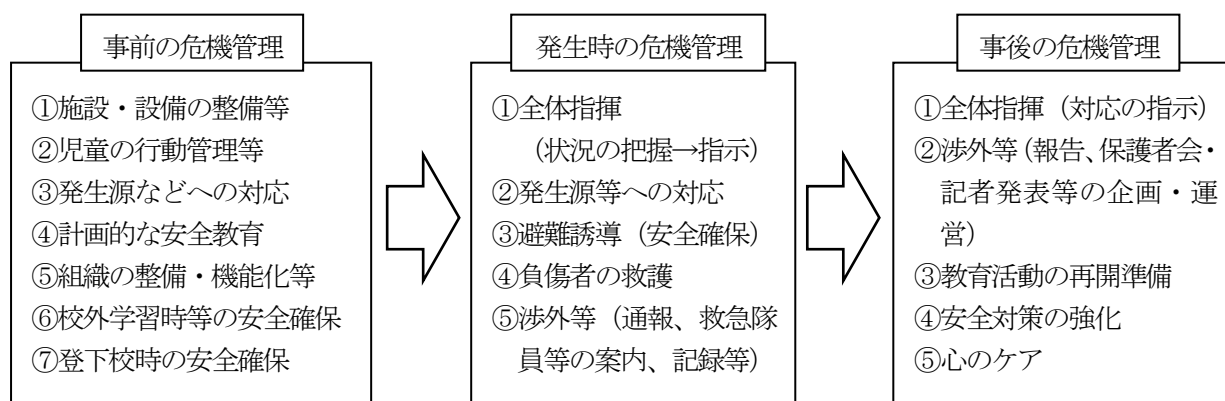
Ⅴ 対応に当たっての基本的な考え方

1. 対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐいとまのない場合は、このマニュアルに基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長に報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織的対応を行う。
2. 校長が不在の場合は、教頭が状況を把握し、教頭の判断・指示の下に動くこととする。なお、適宜校長と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。また、校長・教頭が不在の場合は、教務主任が代理する。
3. 報道機関等への対応は教頭（校長）とする。
4. 緊急事態が発生した場合は、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に、児童だけとなる状況は発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。
5. 次のような事件・事故等が発生した場合は、緊急対応組織を発動する。
 - (1) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、次のような重大な事故にあった。
 - ① 死亡事故が発生した。
 - ② 校舎上階などから転落し重体になった。
 - ③ 同時に多くの児童が事故に遭い負傷した。
 - (2) 不審者が学校に侵入した。また、児童が通学路で危害を加えられた。
 - (3) 児童に被害が予想される大きな自然災害が発生した。
 - (4) 校舎・近隣の建物等で、火災が発生した。
 - (5) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、交通事故に遭い重体になった。
6. 次のような場合は、対策本部を発動する。
 - (1) 緊急対応組織を発動した事件・事故等で、児童が重体または死亡した。また、多くの児童が負傷した。
 - (2) 不審者が学校等に侵入し、児童や教職員が死傷した。
 - (3) 自然災害が発生し、児童・教職員・建物等に大きな被害が出た。
 - (4) 校舎で、火災が発生し、大きな被害が出た。
7. 緊急対応組織を発動する事件・事故等が発生した場合は、学校支援者（招提小学校区コミュニティー会長及び招提小学校PTA会長）と密接な連携を図った対応を行う。

8. 枚方市教育委員会と密接に連絡を取り、教育委員会の指導・助言を得ながら対応する。
9. 事件・事故等の状況に応じて、招提中学校等の協力を得る。
10. 次のような場合は、救急車を要請し、負傷した児童や教職員を病院に搬送する。なお、救急車には、可能な限り教職員が同乗する。また、救急車で搬送が難しい場合には、教職員がタクシー等で病院に搬送する。いずれの場合も、搬送先病院名を本部に報告する。
 - (1) 意識不明・心肺停止状態などの場合
 - (2) 大出血している場合
 - (3) 頭部打撲で脳内出血が懸念される場合
 - (4) 内臓の損傷等が懸念される場合
 - (5) 脊髄損傷の可能性がある場合
 - (6) その他至急搬送する必要がある場合
11. 緊急事態が発生し、児童が大きな被害にあった場合は、緊急対応が一段落した段階で、校長・担任等は、速やかに被害児童を見舞い、誠意を持って対応する。

VI. 危機への対応

☆ 危機管理に当たっては、各担当者が、次の点について迅速・的確に取り組む ☆



(※発生源とは、事件、事故の主な要因や自然災害等のこと)

1. 事前の危機管理 (未然防止等)

(1) 施設・設備の整備等

- ① 「安全点検実施計画」等を作成する。それに基づき、定期的に現状をチェックし、必要に応じて速やかに改善を図り、安全な環境・危機に対応できる環境となるように整備・充実を図る。

(2) 児童の行動管理等

- ① 健康診断、家庭調査票などにより、安全確保に関して配慮を要する児童を把握し、状況に応じた対策を立て、全教職員が安全対策を共通理解して安全確保に当たる。
- ② 定期的に、児童の危険な行為などが見られないかどうかチェックし、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

- ③ 学期ごとに事故の発生状況から主な原因などを探り、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

(3) 発生源などへの対応

- ① 不審者の早期発見と校地内・校舎内への侵入阻止を図る。

ア. 来校者への声かけ

本校指定の名札をしていない来校者を見かけた場合は、用件・受付の有無等について確認するとともに、所持品や言動等から不審者かどうか判断する。名札をしている来校者についても積極的に挨拶し、不審な点がないかどうか注意する。

イ. 受付の設置と名札の着用

校地・校舎内で見学や作業等を行う来校者には、受付で受付名簿に必要事項を記入し、本校指定の名札を着用していただく。

ウ. 監視カメラ

監視カメラの画像は、教頭・事務職員・教務主任が時々チェックし、不審者の早期発見に努める。

エ. 校内巡視

随時、校地・校舎内を巡回し、不審者の早期発見に努める。

オ. 不審者情報配信メールにより、地域の不審者情報を得る。

- ② 天気予報により、台風の進路や豪雨・落雷の発生を予想し、危険の有無を判断する。また、雨が強く降っている場合には、通学路の浸水状況を把握するとともに、浸水の可能性を予想する。
- ③ 火気取り扱い要領を作成し、火気による火災発生を未然に防ぐ。また、児童が火遊びをしないように十分に指導する。

(4) 計画的な安全教育による安全能力の育成

- ① 「学校安全計画」を作成し、それに基づき計画的に教育活動を実施し、児童の安全能力を高める。

(5) 組織の整備・機能化等

- ① 危機管理推進委員会等を設置し、危機管理の現状を定期的にチェックし、必要に応じて改善を図る。
- ② 緊急事態発生時の「緊急対応組織」を編成するとともに、シミュレーション訓練や実践的な避難訓練を行い、緊急事態発生時に機能するようにしておく。また、これらの訓練の反省を行い、より機能する「緊急対応組織」となるようにする。
- ③ 重大な事件・事故が発生した場合の事後対応に当たる「対策本部」を編成し、機能するようにしておく。なお、教育委員会との連携については、予め確認しておく。
- ④ 年度初めには、危機管理マニュアルの内容について、全教職員が共通理解する。
- ⑤ 年度初めには、全教職員が応急手当の研修を行うとともに、応急手当用器具の保管場所を確認しておく。負傷者が発生した場合に、迅速・的確に対応できるようにする。
- ⑥ 校外学習時等の安全確保
 - ア. 事前に可能な限り下見をし、「学習活動を行う場所」や「その場所に行くための移動中」の安全チェックを行い、必要に応じた安全対策を立て、校外学習実施計画書などに明記する。なお、事前に安全確保について、十分に指導しておく。
 - イ. 宿泊を伴う場合は、児童に、宿泊場所で、避難経路・避難後の集合場所等について指導する。
 - ウ. 学習開始時に、緊急時の連絡先や集合場所等を確認する。
 - エ. 引率教員は、携帯電話等で情報が共有できるようにする。
 - オ. 引率教員は、児童が負傷した場合に、速やかに応急手当が出来るように救急箱を保持する。
 - カ. 引率教員は、定期的に学校に電話し、状況を報告する。
- ⑦ 登下校時の安全確保の方法
 - ア. 定期的に学校・PTA・地域等が連携を図った通学路の安全点検を行い、必要に応じて通学路の変

更や外灯の設置を働きかける。

イ. PTAや地域の子ども見守り隊との関係を深めるとともに、見守り隊員に通学時間の変更や臨時休校等の情報を速やかに伝え、通学時の交通安全指導や安全パトロールが、効果的に行われるように支援する。

ウ. 保護者へのメール配信システムを活用し、危機の未然防止や危機発生時の支援が効果的に得られるようにする。

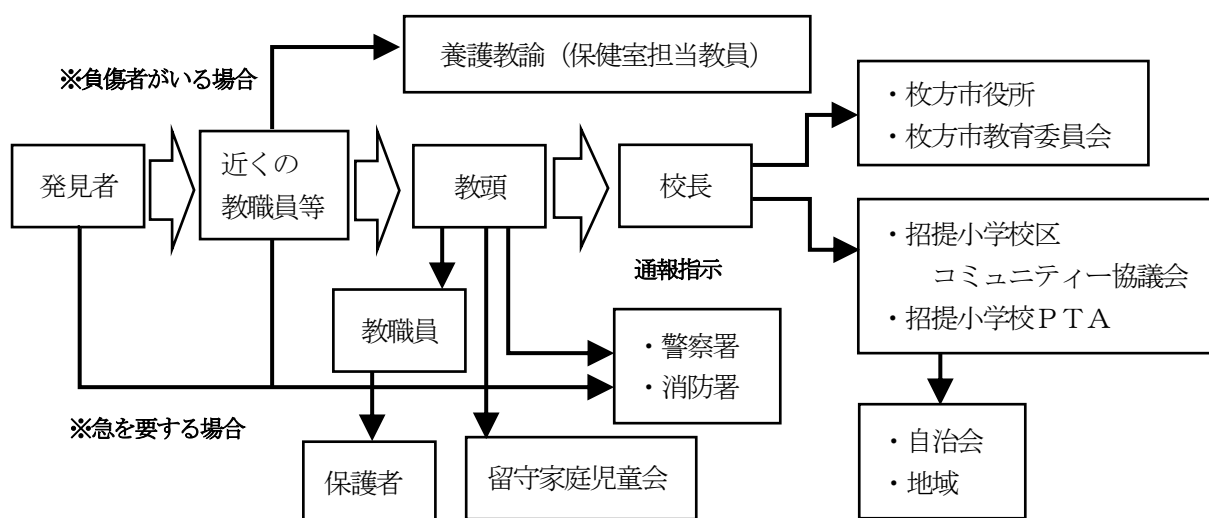
エ. 下校時に大雨や不審者情報が入った場合など、児童の下校の安全が心配される場合は、状況に応じて集団下校とし、教職員が引率する。なお、危険が予想される場合には、保護者に迎えを依頼する。

☆ 訓練や机上シミュレーション、研修等を実施し、危機管理マニュアルが組織的、総合的に機能するかを評価・検証の上、改善を繰り返して実効性を高める。

2. 危機発生時の危機管理

事件・事故等が発生したため、緊急対応組織を発動し、児童の安全確保を図る必要がある場合は、次の方法で全教職員に緊急事態が発生したことなどを伝え、各係が迅速に業務に取り組むことができるようにする。

(1) 危機発生時の緊急連絡体制



① 日常生活での事故

→ 学校生活において、緊急対応組織を発動する必要がある事故が発生した場合は、「全職員に連絡します。全員緊急対応に入ってください。〇〇は教頭が担当します。」という放送をかける。

※〇〇は、発生場所

② 不審者侵入

→ 不審者侵入の連絡があった場合は、「風が強くなってきました。」「風が強くなってきました。教室で放送があるまで待ちましょう。鍵を閉めましょう。」「場所は〇〇です。」と緊急放送をする。

③ 地震発生

→ 大きな地震が発生した場合は、電気がストップする可能性が高いため、ハンドマイク等を使用し、伝える。なお、放送が使える場合は、放送も活用する。

④ 火災等

→ 基本的には、放送を活用する。

- (2) 全体指揮（状況の把握 → 指示）
- ① 事件・事故災害概要の迅速な把握 ② 児童や教職員の安全確認
 - ③ 情報収集（情報の一元化）と共有 ④ 危機管理委員会の立ち上げ
 - ⑤ 的確な意思決定と指示 ⑥ 教職員への緊急連絡と招集 ⑦ 重要物品の搬出
- (3) 発生源等への対応
- ① 事件・事故災害の発生原因の早期除去
〔不審者侵入阻止、火災の消火、施設等の不備の応急修理など〕
- (4) 避難誘導（安全確保）
- ① 児童生徒の避難誘導と安全確保
〔児童生徒を発生源から遠ざけ、不安を軽減。安全確認、点呼〕
 - ② 児童生徒の不安の軽減 ③ ハイリスク児童、保護者の把握
- (5) 負傷者の救護
- ① 負傷者、ハイリスク児童の迅速な把握 ② 応急手当〔心肺蘇生法、AED〕
 - ③ 病院への搬送とアフターケア
- (6) 渉外等（通報、救急隊員等の案内、記録等）
- ① 教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請 ② 報道対応（窓口の一本化）
 - ③ 警察官、救急隊員等を現場に誘導 ④ 保護者への緊急連絡（保護者担当）
 - ⑤ 情報収集・整理、コメント作成（報道担当）

☆ 緊急事案発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に立ち向かう。

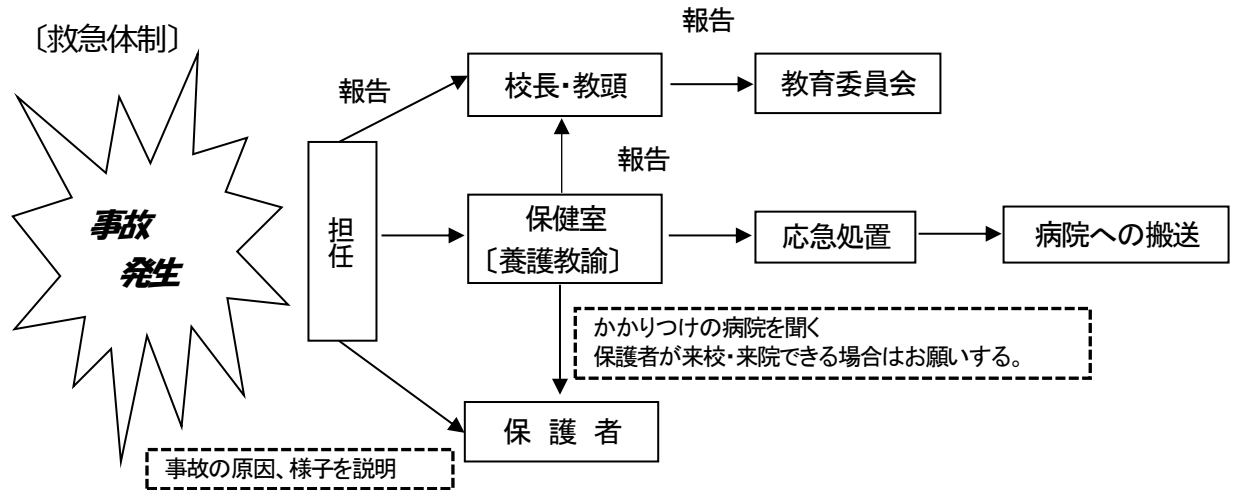
3. 事後の危機管理

- (1) 全体指揮（対応の指示）
- ① 現状把握と分析 ② 教育委員会、関係機関等と連携
 - ③ 各担当者に状況に応じた適切な指示 ④ 通知文、学校だより等の作成配付
- (2) 渉外等（報告、保護者会・記者発表等の企画・運営）
- ① 情報を広く収集し、管理職に報告 ② 保護者会、記者発表等の企画・運営
 - ③ 遺族や被害者への対応 ④ 記録、報告書等の作成
- (3) 教育活動の再開準備
- ① 児童の現状把握 ② 保護者、地域等の願いや考えなどの把握
 - ③ 実態に応じた教育計画の作成 ④ 授業等に必要な場所等の確保、指導体制整備
- (4) 安全対策の強化
- ① 事件・事故災害の発生要因把握、問題点等の整理 ② 安全性の評価と改善
 - ③ 安全対策の確立〔安全パトロール、施設設備等の改善、安全指導など安全管理、安全教育等の見直し〕
 - ④ 保護者、関係機関、地域等と連携強化
 - ⑤ 「危機管理マニュアル」「学校安全計画」「防災計画」等の見直し改善
- (5) 心のケア
- ① ケア計画の作成 ② 傷病者の状況経過把握 ③ 学校医、医療機関等と連携
 - ④ 専門家と連携した教育相談・カウンセリング等 ⑤ 災害共済給付等の事務

☆ 事件・事故災害の収束後、直ちに対応状況を総括する会議を開催する。そして問題点を明確に整理し、再発防止に向け改善点を明らかにして、再発防止策を講じる。同時に、危機管理マニュアル・学校安全計画・防災計画を見直し、改善を図る。

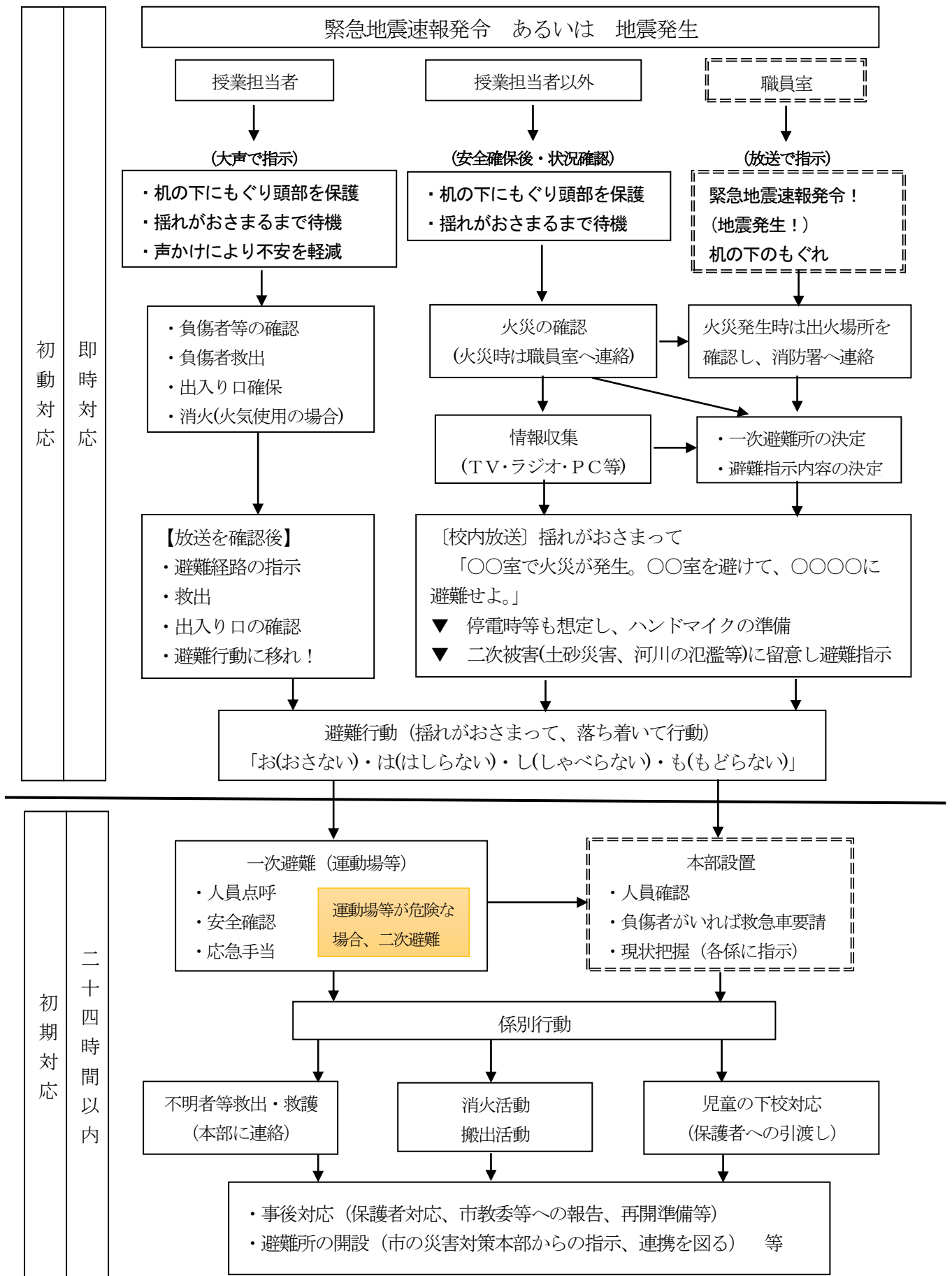
VII. 緊急事態発生時の対応

【学校の事故対策】

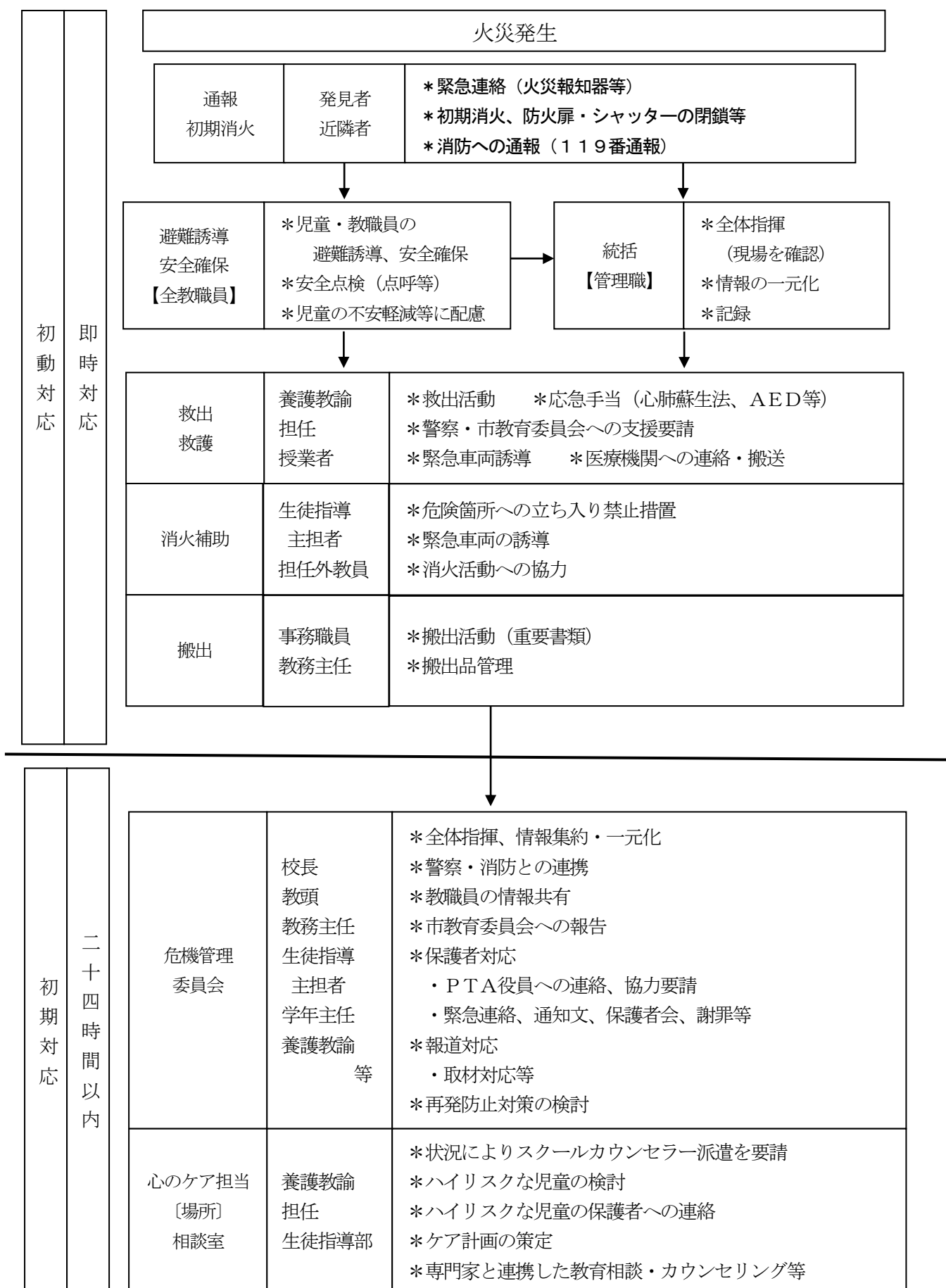


- (1) 病院への依頼 … 学校名及び事故の概要を説明し、診察の可否を確かめる。
 - ① 救急の場合 → 市立ひらかた病院
 - ② 外科 → 向山病院、佐藤病院 等
 - ③ 学校医 → 内科 … ひぐち小児科
眼科 … 米良眼科
歯科 … 楠歯科、なかしま歯科
耳鼻科 … 柏原耳鼻咽喉科
- (2) 病院への移送
 - ① 救急車【緊急の場合…119番】による。
 - ② タクシー【第一交通・トンボ】による。→ チケット使用。報告は担当者(養護教諭)へ
- (3) 日本スポーツ振興センターへの手続き
 - ① 災害報告書(担任記入)
 - ② 医療等の状況用紙(医療機関が記入・保護者提出)
 - ③ スポーツ振興センターから治療費を振込む銀行口座(振替依頼書・保護者記入)
- (4) 大きな事故
 - ① 市教育委員会(児童生徒支援室)へ第一報を入れる。後に文書報告。
※なお、交通事故については管理外であっても報告。
 - ② 被災児童への対応
 - ア. 保護者へ連絡する。〔負傷の状況、病院名〕
 - イ. 安静を保つ。
 - ウ. 経過観察〔負傷箇所、状態、顔色、唇の色(チアノーゼの有無)、意識の有無、体温、脈拍、呼吸の状態、血圧など〕
 - エ. 毛布で保温する。
 - オ. 救急車で移送する。〔職員1名以上が必ず付き添うこと。〕
 - カ. 経過を記録する。〔時系列に記録すること。〕

【地震発生時の対応】



【火災発生時の対応】



【台風等による暴風警報等発令時の対応】

1. 暴風警報または暴風雪警報が大阪府全域、あるいは東部大阪、あるいは枚方市に発表された時

午前7時現在	発表中	自宅待機（含 留守家庭児童会）	
	解除	通常通り集団登校	給食あり（通常授業） 留守家庭児童会開室
午前9時現在	発表中	自宅待機（含 留守家庭児童会）	
	解除	10時に学校に着くよう 集団登校	給食あり（3時間目より通常授業） 留守家庭児童会開室
午前10時現在	発表中	臨時休校（留守家庭児童会 自宅待機）	
	解除	11時に学校に着くよう 集団登校	給食なし （4時間目のみ授業） （12時30分ごろ下校） 留守家庭児童会開室

2. 特別警報が大阪府全域、あるいは東部大阪、あるいは枚方市に発表された時

午前7時現在	発表中	臨時休校（留守家庭児童会 自宅待機）
--------	-----	--------------------

- 年度はじめに、「災害時における児童の安全確保について（保存版）」を全家庭に配付する。
- 台風が接近してきている際は、前日に休校・自宅待機等の対応について児童に周知しておく。
- 大雨警報のときは、自宅待機ではないが、集中豪雨や浸水のため登校が困難な時は、気象情報や空模様
に留意の上、始業時刻にこだわらず、安全を確認してから登校させる。また、必要に応じて、各地区の校外
生活委員を通じて、自宅待機等の連絡をすることがある。
- 児童在校中（登校後）に暴風警報または暴風雪警報が発表された場合は、教職員引率のもと、地区（登校
班）ごとに集団下校する。緊急に集団下校等を行うような非常事態が起きることなどを想定し、家庭に保
護者が不在の場合にどうするのか児童に伝えておいていただく。（できるだけ近隣に預かっていただくよう
願います。）
また、その状況に応じて、学校を避難場所とし、保護者への確実な児童の引き渡しを実施するなど、安
全を第一に考えて対応する。
- 登校後に特別警報が発表された場合は、原則として学校待機とし、状況によって市教育委員会と連携して
対応する。
午前11時現在に暴風警報または暴風雪警報が解除になった場合は、学校は臨時休校になるが、留守家
庭児童会が開室する。【午後0時45分より 要弁当】

【不審者進入時の対応】

- ★ 全職員は、常に危機管理意識の高揚に努める。
- ★ 全職員は、児童の安全確保及び学校の安全についての共通認識を深め、常に共同で取り組む姿勢をもつ。
- ★ 保護者・地域の信頼・支援が得られるよう、情報の収集・発信体制を整える。
- ★ 市教育委員会、警察署（派出所）、消防署、近隣学校園、校区コミュニティー協議会等、関係諸機関と日常的に連絡を取り連携の強化に努める。

1. 不審者侵入防止に向けた取組

※不審者の侵入を未然に防止する体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。

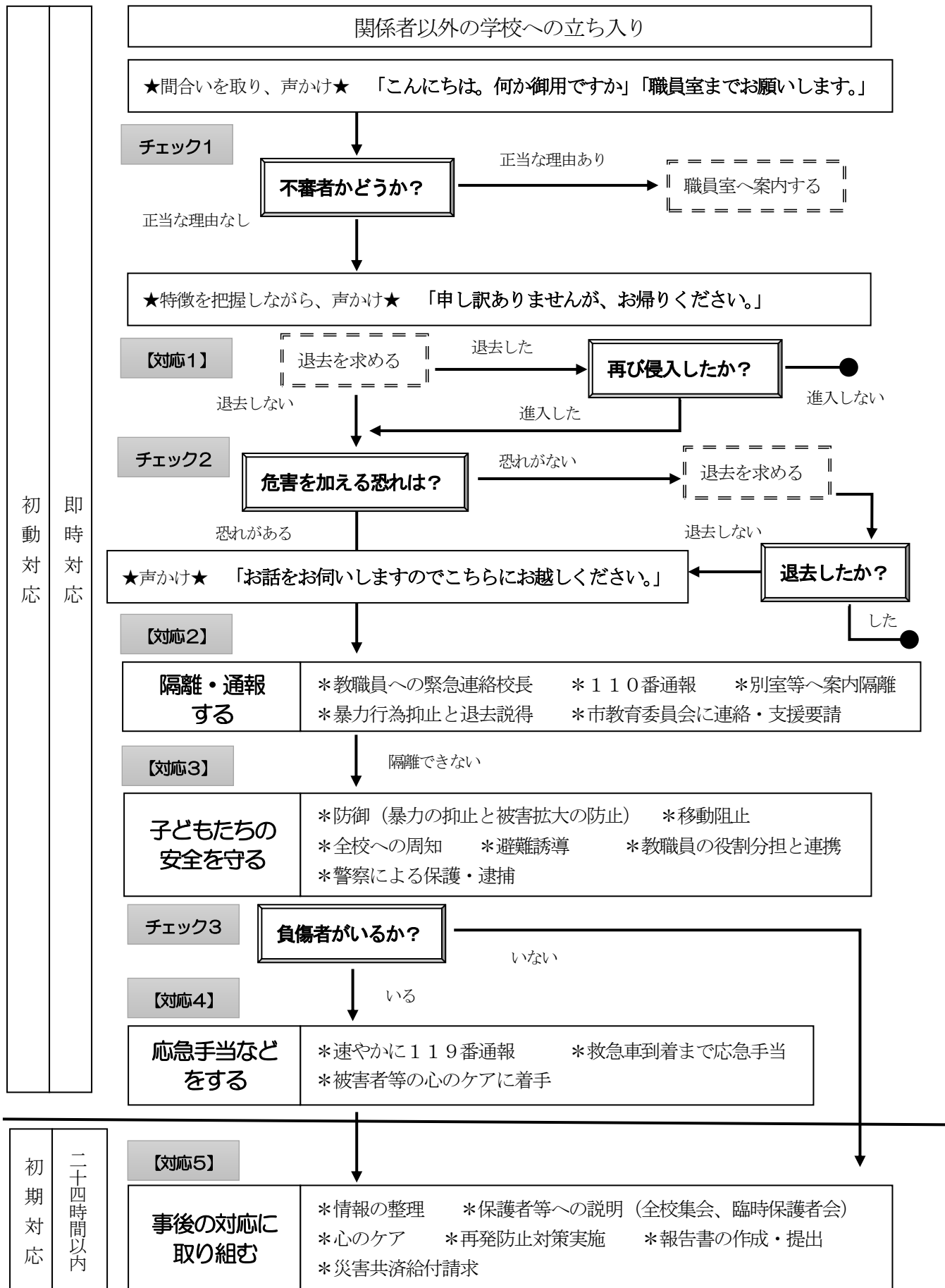
- (1) 使用しない校門等は施錠する。
- (2) 登校時には、正門に安全監視員（教職員）、北門に施設管理員（教職員）が、児童の安全等を監視する。下校は、正門からのみとし、安全監視員が監視する。
- (3) 来校者（留守家庭児童会室への迎え）の出入りは、正門のみとする。来校者には正門のインターホンで用件を確認し、安全監視員に用件を告げること、安全監視ボックスで名前等の記入をすることを求める。また、入校許可証(名札)着用の協力をお願いする。保護者の場合は「入校許可証(名札)」で確認する。
- (4) 毎年、不審者侵入時を想定した訓練を実施する。教職員は、防犯器具のある場所の確認しておくとともに、警報機や「さすまた」等の防犯器具の扱いに慣れておく。
- (5) 教職員による校内外の巡視体制・方法について確認する。
- (6) 教職員は、来校者に対して挨拶をするなど、積極的に声かけをする。
- (7) 教職員は、素早く動けるよう運動靴を着用する。また、職員用名札及びホイッスルを着用する。
- (8) PTA、地域諸団体並びに市教委、警察署、消防署等、関係諸機関との連絡体制・方法を教職員が見やすい場所に掲示する。
- (9) 児童の下校時の校区コミュニティー協議会による校区安全見守りパトロール及び、PTAによる通学路安全見守り立ち番について協力を依頼する。また、警察官の校区内の巡回パトロール強化を依頼する。
- (10) 校区安全マップ及び児童一人一人の通学路マップを常に改善し、活用を図る。
- (11) 校内の障害物の移動及び死角となる立木の剪定を行う。

2. 児童の不審者対応

- (1) 毎年、不審者侵入を想定した避難訓練を行う。
- (2) 複数で下校するよう、また、外出はできるだけ単独行動をしないよう指導する。「子ども110番」の家の活用方法について指導する。
- (3) 外出時等に不審者と遭遇した時のことを踏まえ、防犯ホイッスルの使い方や声の出し方の練習をする。

3. 関係機関への通報

- (1) 枚方警察署（110番） : 072-845-1234
- (2) 枚方市教育委員会 児童生徒支援室 : 050-7105-8042（内線：15-8042）
- (3) 枚方市立招提中学校 : 050-7102-9215（内線：19-5581）
- (4) 枚方市立平野小学校 : 050-7102-9160（内線：17-5431）



【水泳指導時における「緊急対応体制」】

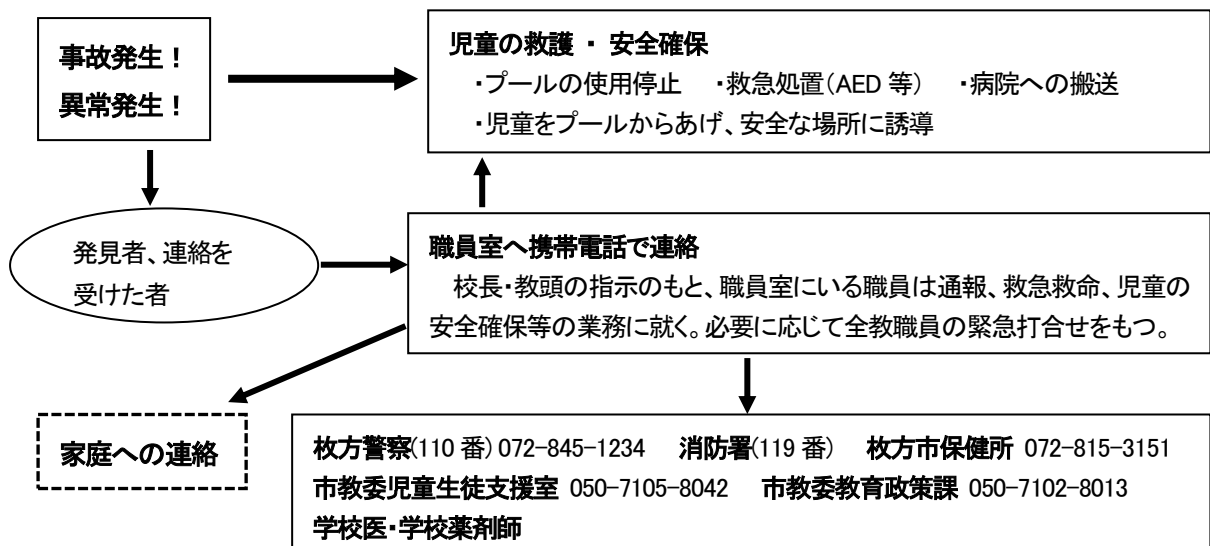
1. 施設関係について

- (1) プール使用開始前にプール排水口の蓋のネジ・ボルト等での固定状況及び、排水口の吸い込み防止金具の取り付けについて点検を行う。
- (2) 排水口の蓋等の固定状況については、視線のみによる確認ではなく、触診及び打診等により、蓋等の欠損、変形、ボルト等の腐食、変形がないかを確認すること。
- (3) 上記(1)(2)についてはプールの水を入れ替える時においても、確実に調査・点検を行う。
- (4) 上記点検は、行事部担当教員が行い、最終的に管理職が行う。
- (5) 授業者は、児童が入水する前に必ず排水口の蓋等が外れていないかを確認し、外れた状態を発見した時には、直ちにプールの使用を中止し、対応策を講じる。
- (6) 水質管理については以下の点に留意する。
 - ① プール濾過装置については、全教職員が熟知し、毎年プール開始前に、行事部担当教員が主になって職員の操作講習会を催す。
 - ② 残留塩素は、入水時間は常に0.4～1.0mg/Lに保つ。残留塩素の測定は、午前8時及び入水する前に行い、学校プール日誌に記入する。
 - ③ PH濃度については、残留塩素の測定と同時に行い、学校プール日誌に記入する。
(6.8～7.0が望ましい)
 - ④ 濾過装置の洗浄は、午前8時・2時限目終了時・4時限目終了時を目途に行う。
 - ⑤ 水温23℃以上、気温25℃以上で入水可能とする。
- (7) プール使用期間中は、プールに関連するその他の施設・設備（プールサイドのコンクリートの亀裂、マット、拡声器、教材教具、救急用具等）の不備等がないか確認する。

2. 安全指導について

- (1) プール使用時においては、必要な指導者・監視者を配置し、事故防止のための監視体制の充実を図る。
- (2) プールへの飛び込みは厳禁とする。
- (3) プールサイドは走らないことの指導を徹底する。
- (4) 入水前、入水後は人数点呼を必ず行う。
- (5) 児童の健康・衛生状態を授業者は事前に把握し、感染や怪我の予防を図る。
- (6) 入水前の準備運動、入水後の整理運動を必ず行う。
- (7) 光化学スモッグや天候（雨、雷）に十分留意する。
- (8) プール開きまでにAEDの使い方や心肺蘇生法に関する講習会を行い、職員の救命救急についての意識の高揚を図る。

3. プールの事故発生、施設の異常発生時の対応



【事故・大けが発生時】

1. 発見・通報

(1) 被害の拡大防止に努める。

被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況を迅速に把握し、応急処置、避難・誘導、防御等により被害の拡大防止に努める。

(2) 直ちに警察署、消防署へ通報する。

被害者（負傷者）が生命の危機にかかわるような緊急時には、第一発見者が携帯電話等を活用するなどして直ちに警察、消防署に通報する。

<児童が発見した場合>

近くの教職員に知らせ、教職員が通報する。

<教職員が発見した場合>

正確に状況を把握し、通報した後、近くの教職員に応援を要請する。

<保護者・地域住民からの通報により確認した場合>

教職員が発見した場合と同様の対応をする。

(3) 被害者（負傷者）の保護者へ連絡する。

被害者（負傷者）の保護者には、把握した情報を速やかに連絡し、学校の対応等を説明するとともに、処置についての意向を打診し、必要に応じて学校または病院に急行してもらおう。また、必要な場合には、PTAの役員等に協力を要請し、被害者（負傷者）及び保護者に対して校長、教頭及び関係職員は誠意をつくすとともに、継続的に対応する。

(4) 教育委員会への報告

発生状況を速やかに教育委員会へ報告（第一報）し、その後逐次状況を報告する。また、事件・事故発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応するには限界がある。そのような場合には、学校だけで抱え込まず、教育委員会に職員の派遣や報道機関への対応などについて支援を要請する。

2. 全教職員による対応

日頃から学校の実情に応じて教職員の役割分担を明確にしておき、事件・事故発生時には校長、教頭のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって対応する必要がある。

<役割分担>

○担任・学年・養護教諭・・・被害者・被害者の保護者への対応

○教務主任・・・保護者への連絡、PTA等関係者への連絡

○生徒指導主任・・・加害者への対応

○事務職員等・・・電話対応、記録等

○管理職・・・情報整理、指示命令、教委連絡、関係諸機関との連携

尚、出張等で係が不在の時でも機能するように係が重複するなどの工夫をする。

(1) 現場へ急行する

① 要請を受けた教職員は、複数で現場へ急行し、被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況を把握する。

② 負傷者に対しては速やかに応急処置をし、加害者に対しては状況を見極めながら行動を抑止する。

③ 教職員は児童等の安全を確保するとともに、必要に応じて防御用具等を使用して、警察官が到着するまでの時間を確保する。

④状況を校長等へ報告する。

(2) 校内放送等により児童等を安全な場所に避難させる。

① 報告された情報をもとに、必要に応じて校内放送等により児童等を安全な場所に避難させる。（体育館・運動場）状況によっては児童を教室に待機。

② 複数確保している避難経路を教職員が安全確認をしたうえで、事件・事故現場に近づかないような経

路を指示する。

- ③ 危険の回避後は、他の教職員と連携して児童等の動揺をしずめるようにする。

(3) 二次的な被害（PTSD等）を防ぐ

事件・事故現場を児童等が目にしなないように現場から遠ざけるなどの対応を状況に応じて行う。

(4) 児童等の人数確認をする

- ① 学級担任、学年主任等が中心となって避難した児童等の人員を確認し、校長、教頭に報告する。
② 不明者がいた場合には、校長、教頭の指示のもと、担任以外の教職員等が複数で搜索する。

3. 報道機関への対応

- (1) 情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化<校長、教頭>し、複数で対応する。
(2) 事件・事故の状況、経緯、今後の対応等について可能な範囲で誠意をもって対応する。
(3) 関係者のプライバシーには十分配慮する。

※ 記者会見は、教育委員会と連携を取りながら、できるだけその日のうちに行う。

【食中毒・感染症の発生時】

○校内での発生を防ぐため、学級活動における食品の取り扱いについて職員間で共通理解しておくとともに、給食当番の衛生指導の徹底を図る。

1. 状況の把握

- ・児童の状態を把握（担任・養護教諭）
- ・養護教諭は、児童の安全を確保し、管理職・保健主事と協議し、事態に応じて校医に相談する。
- ・担任は、保護者に連絡し、現状を伝えるとともに、事前の健康状態について情報を得る。
- ・管理職は、教育委員会に状況報告をする。

2. 対処

- ・緊急を要するときは、救急車を要請し、医療機関に搬送。養護教諭がつきそう。
- ・緊急でないと判断した場合は、保護者の迎えを要請する。
- ・担任等は、学級児童等の対応をし、不安感を与えないようにする。
- ・管理職は、校医の指示に従い、伝染病のおそれがないと認められるまで、出席停止の指示を出す。教育委員会に対応状況・結果を報告する。
- ・教職員全体への説明は必要に応じて行う。

3. 留意点

- ・集団発生の場合は、学校全体の被害者数の把握、児童の症状把握、受診時の医療機関の把握などを行う。
- ・必要に応じて、保護者への文書による報告や説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・再発防止に向けて、指導の徹底を図る。

【食物アレルギーの事故発生時】

○アレルギーの児童に対する対応を共通理解しておく。エピペンの研修、除去食についての枚方市の対応を理解し、アレルギー献立表の見方、本校の対応の理解徹底。

1. 状況の把握

- ・児童の状態を把握（担任・養護教諭）

- ・養護教諭は、児童の安全を確保する。
- ・管理職・保健主事と協議のうえ、救急車を要請し、医療機関に搬送する。
- ・担任は、保護者に連絡し、現状を伝えるとともに、医療機関に同行してもらう。
- ・管理職は、教育委員会に状況報告をする。

2. 対処

- ・緊急を要するときは、救急車を要請し、医療機関に搬送。養護教諭がつきそう。
- ・緊急でないと判断した場合は、保護者の迎えを要請する。
- ・職員は、学級児童等の対応をし、不安感を与えないようにする。
- ・緊急を要する場合、教職員は、エピペンを使用する。

3. 留意点

- ・必要に応じて、保護者への文書による報告や説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・誤食等の再発防止に向けて、指導の徹底を図る。

【交通事故、行方不明・誘拐発生時】

- 交通ルールについての指導は毎年行う「交通安全教室」で徹底する。
- 普段の登下校時の安全についての指導を行っておく。「いかのおすし」の徹底

1. 状況把握

- ・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
- ・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
- ・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

2. 対処

- ・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生徒指導主担・教頭・校長）
- ・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認をする。
- ・保護者と連絡を密にし、問題の解決を図るとともに、保護者の思いに寄り添い支える。
- ・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・関係諸機関との連携
 病院・警察・消防・近隣学校園・PTA・校区コミュニティー協議会
- ・必要に応じ、緊急対策本部の設置。

3. 留意点

- ・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
- ・被害児童の安全を第一に考える。
- ・他の子どもの安否を確認する。
- ・メール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
- ・情報の集約、必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・マスコミ対応を協議する。
- ・他児童へのケアと今後の指導の検討

【近隣での凶悪事件発生時】

1. 状況把握

- ・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
- ・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
- ・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

2. 対処

- ・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生徒指導主任・教頭・校長）
- ・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認をする。
- ・子どもが不安を感じないように指導支援。
- ・保護者への連絡を行う。メール配信及び文書作成。
- ・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・下校の方法について検討し、子どもの安全を第一に考え、一斉下校か保護者への引き渡しかを決定する。
- ・関係諸機関との連携
警察・消防・近隣学校園・PTA・校区コミュニティー協議会

3. 留意点

- ・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
- ・被害児童の安全を第一に考える。
- ・メール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
- ・情報の集約、必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・マスコミ対応を協議する。
- ・児童へのケアと今後の指導の検討

【犯行予告・脅迫電話発生時】

1. 状況把握

- ・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
- ・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
- ・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

2. 対処

- ・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生徒指導主任・教頭・校長）
- ・教育委員会に報告し指示を得る。
- ・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認をする。
- ・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・関係諸機関との連携
病院・警察・消防・近隣学校園・PTA・校区コミュニティー協議会
- ・必要に応じ、緊急対策本部の設置。

3. 留意点

- ・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
- ・被害児童の安全を第一に考える。
- ・他の子どもの安否を確認する。
- ・メール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
- ・情報の集約、必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。

- ・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
- ・マスコミ対応を協議する。
- ・他児童へのケアと今後の指導の検討

【ミサイル発射情報が発信された場合の対応】

○大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応については、全職員共通理解のもと、事態の応じた安全指導を行うとともに児童の安全確保に努める。

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

- ①市立学校園を対象としています。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含めています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

1 Jアラートが発信されたとき

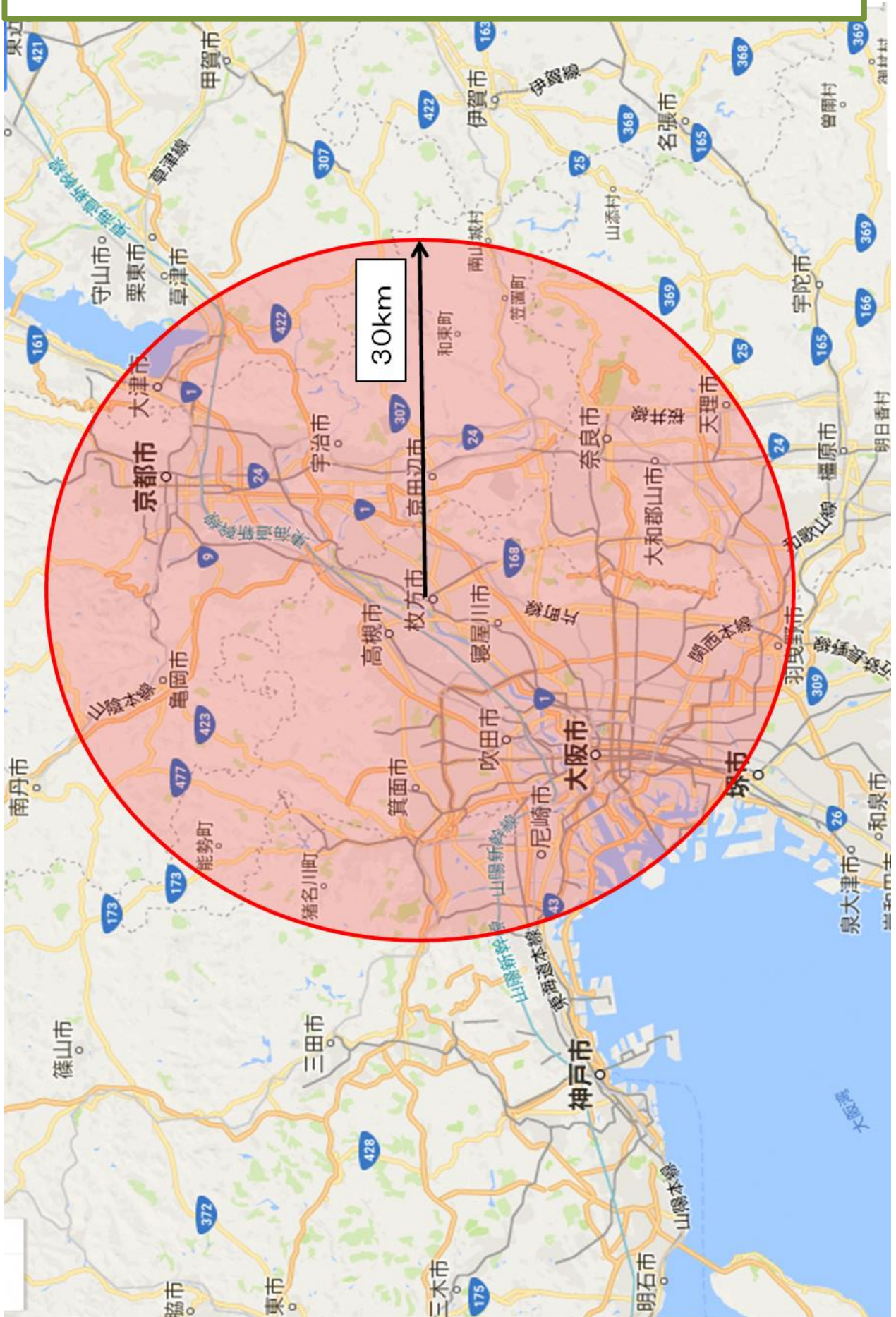
ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海に落下(Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨時休業の取扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する

枚方市を中心とした一定距離（約30km）



VIII. 事後の対応

事件・事故が発生した場合は、速やかな情報の整理と児童等への説明や保護者、報道機関への情報提供などが必要となる。

1. 「事件・事故対策本部」の設置

迅速かつ的確な緊急の対応を行うためには、情報を収集、分析し、対応方針を決定したりする機能を持つ組織（事件・事故対策本部）が必要となる。学校は、緊急時に事件・事故対策本部をどのように編制するかについて、事前に決定しておき、緊急時に直ちにその組織が機能するようにしておく。

<事故・事件対策本部>

<本部>【校長、教頭】

- ・全体の状況把握と必要な指示、把握
- ・組織活動の推進（対応指示、調整）
- ・教育委員会への報告、支援要請
- ・警察、消防等関係機関との連絡・連携
- ・保護者や報道機関等への対応

※教育活動の一時停止など残された児童等への対応を適切に行うことで、児童等の動揺を防ぎ、関係機関・団体と連携して児童や保護者が不安にならないように配慮する。

<渉外班>【教務主任】

- ・適宜状況把握・連絡・広報の準備、情報の集約
- ・記録（日時を追って、事件・事故の発生後の経緯を克明に記録しておく）
- ・報告の準備

<情報班>【生徒指導主担、事務職員等】

- ・事件・事故状況の把握
- ・地域の安全状況の把握
- ・学校の安全状況の把握
- ・問題点の整理

<救護班>【養護教諭】

- ・負傷者の実態把握・応急手当実施・救急車の搬送記録
- ・学校医、医療機関等の連絡・連携
- ・その後の経過把握・心のケア着手（臨床心理士等との連携）

※頭部及び腹部への負傷が予想される場合は、後で症状が出ることもあるので帰宅後も経過状況を把握する。

<教育再開班>【教務主任、学年主任、学級担任】

- ・学習場所の確保
- ・学習用具の確保
- ・実態に即した学習指導計画の作成
- ・緊急の安全対策実施
- ・警察、消防等関係機関との連絡・連携

<再発防止対策班>【学校安全担当、養護教諭等】

- ・安全管理の充実策の検討
- ・危機管理マニュアルの改善
- ・施設設備の充実改善
- ・安全教育の充実対策
- ・保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討・改善

2. 児童等への説明、並びに保護者及び報道機関への情報提供

(1) 児童等への説明

児童等には、緊急集会等を開催したり、学年・学級等で事件・事故の状況を説明したりするなど適切に指導する。

(2) 保護者等への情報提供

保護者には、緊急保護者会などで迅速かつ正確に情報提供を行っていくことが重要である。その上でPTAや地域の関係者等と協力し、児童の安全確保や教育活動の円滑な実施を図る。

○連絡や報告を速やかに行い、保護者や地域の方々に学校として適切な説明責任（情報開示）を果たすように努める。

○事件・事故の重大性を勘案し、保護者説明会等の開催や学校便りなどの広報の発行を行い、児童や保護者の不安を解消するように努める。

<保護者説明会の内容>

- ・事件・事故の概要（発生日時、場所、加害者、被害者、被害の程度等）
- ・被害者への対応（応急手当、救急車、家庭訪問の状況等）
- ・今後の対策（お見舞い、心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
- ・協力依頼（校内や地域のパトロールなどの支援活動）

(3) 報道機関への情報提供

○情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化<校長、教頭>し、複数で対応する。

○事件・事故等の発生状況や経過、負傷者の状況、緊急に実施した措置などを整理し、適宜提供する。

○個人情報や人権等に配慮して情報を提供する。

○取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも必要である。

3. 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

事件・事故の発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取り組みや対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

4. 報告書の作成

事故報告書は、学校管理規則に基づいて作成し、教育委員会に報告する。

5. 災害共済給付等の請求

学校の管理下での事件・事故については、日本スポーツ振興センター法の規定により災害共済給付が行われる。所定の様式で作成し、必要な証明書を添付して請求する。

※日本スポーツ振興センター・学校管理下における児童等の事件・事故災害に対し、災害共済給付（医療費、傷害見舞金及び死亡見舞金の給付）を行っている。